

那珂市総合保健福祉センターの指定管理者選定結果

- 1 施設の名称と所在地
那珂市総合保健福祉センター 那珂市菅谷 3198 番地
- 2 指定管理者となる団体
社会福祉法人那珂市社会福祉協議会 那珂市瓜連 321 番地
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者選定委員会等の日程
令和 7 年 10 月 15 日 選定委員会の開催
(当該施設を公募によらない施設とし、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会からの指定申請を受理。指定管理者候補者として選定することに決定)
令和 7 年 12 月 24 日 市議会において指定管理者の指定について議決
- 5 選定基準と審査項目

選考基準	審査項目
平等利用の確保及び事業計画の内容に関すること	設置目的に合致した管理運営に係る姿勢・意欲
	市民の平等利用の確保
公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減	利用者に対するサービスの向上
	安全対策
	管理経費の縮減
安定的な管理の確保に関すること	人的能力
	物的能力
その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定めるもの	個人情報の保護

6 公募としないで選定した理由

那珂市社会福祉協議会は平成 18 年度に指定管理者の指定を受けて以降、施設の設置目的に沿った管理運営を行ってきており、必要とされる福祉サービスの提供と拡充、施設利用者の満足度の向上や経費削減に努めていると判断しました。

また、当該団体は市福祉事務所、ボランティア団体、高齢者クラブ等との連携並びに、その他の社会福祉事業の推進にあたっては、当該施設を拠点に地域の支援を必要としている市民の状況を踏まえながら事業を実施しており、その支援の実績は評価できます。

このようなことから、市民の健康推進や福祉活動の推進を図るうえでも、当該団体を引き続き指定管理者とすることで、良好な施設の管理運営と事業推進がより一体的かつ効果的に行うことができるものと判断しました。

よって、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年那珂市条例第 28 号）第 4 条第 2 号の規定により、引き続き「那珂市社会福祉協議会」を指定管理者として選定するものです。